

第3期須賀川市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画策定の内容

● 「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする次期計画を策定

子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に策定した「第2期須賀川市子ども・子育て支援事業計画(計画期間 R2~R6)」は、「次世代育成支援対策行動計画」「新・放課後こども総合プラン」、及び「子どもの貧困対策計画」も包含した子育て支援に係る総合計画であり、本計画に基づき子ども・子育て支援施策を計画的・総合的に推進しています。

第2期計画が令和6年度で終了するため、こどもや子育て世帯等の意見を反映した見直しや、ライフステージを軸とした構成への変更、ヤングケアラーに対する支援、こども誰でも通園制度、こども家庭センターなどに関する事項を追加し、第3期計画を策定します。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 策定体制

(1) 原案の作成 令和6年5月～ (アンケートの実施 令和6年7月1日～令和6年8月6日)

こどもや子育て世帯等のアンケートやニーズ調査を反映するとともに、関係課・機関との連携を図りながら作成しました。

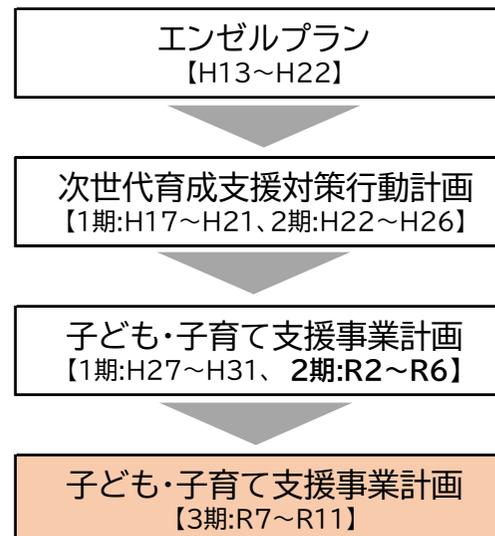
(2) 会議における協議 3回開催 (①令和6年10月30日 ②令和6年12月23日 ③令和7年2月6日)

子ども・子育て支援法に基づく「須賀川市子ども・子育て会議」等での審議を経て決定しました。

(3) パブリックコメント 令和7年2月17日～令和7年3月10日

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。(意見提出者数2名、意見数5件)

● 本市のこども施策に関する計画



4 第2期計画との主な変更点

(1) ライフステージを軸とした構成への変更 P41～

施策の体系について、ライフステージ^{※1}を軸とした構成へと整理し、こどもや子育て当事者等が施策^{※2}の中心であり、どの時期に、どのような支援があるのかを明確にし、実施者と市民にとって分かりやすくしました。

※1 ライフステージ：3区分 [妊娠・出産期] [乳幼児期] [学童・思春期]

※2 施策：5施策 1 幼児教育・保育の充実、 2 子育て支援の充実

3 妊産婦とこどもの健康管理の充実、 4 こどもの人権の尊重と安全・安心を守る、 5 こどもの貧困対策

妊娠・出産期	妊産婦及びその配偶者や家族など
乳幼児期	0歳～おおむね5歳のこどもとそのこどもの子育てに係る保護者など
学童・思春期	6歳～おおむね18歳のこどもとそのこどもの子育てに係る保護者など

(2) ヤングケアラー P31、P71 外

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、その実態、及び「子育て世帯訪問支援事業(訪問支援員・ヘルパーが家庭を訪問し支援)」の事業の見込み・実施体制を追加しました。

(3) こども家庭センター P47、P63

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うため、令和6年4月に設置した「こども家庭センター」について、「施策2 子育て支援の充実」の事業に追加しました。

(4) 教育・保育提供区域の設定 P55

この計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域について、第2期計画までは4区域に区分していましたが、第3期は一つの区域として設定しました。

理由：子育て支援サービスを受ける場合、自宅に近いという理由のほか、共働き家庭の増加や自動車による移動の状況などもあり、保護者の職場近くの施設の利用を希望する傾向も見受けられるため。

(5) 教育・保育ニーズ量の見込み及び提供体制 P58～

受け入れの実績や国が示す手順に基づく調査等も行いながら、現状を踏まえた内容で見込み等を設定しました。

(6) こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業) P72 外

ふだん保育所等に通っていない家庭のこどもを対象に、保護者の就労状況に関係なく保育所等にこどもを預ける事業「こども誰でも通園制度」について、事業の見込み・実施体制を追加しました。